

八王子市ごみ処理基本計画等策定支援業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 件名

八王子市ごみ処理基本計画等策定支援業務委託

(2) 目的

八王子市ごみ処理基本計画等策定支援業務委託(以下「本業務」という。)は、令和元年度から令和10年度の10年計画として策定された現計画について、2年間を見直し期間として、新たな10年計画を清掃施設整備計画及び災害廃棄物処理計画と併せて策定するにあたり、支援業務を委託するものである。

(3) 業務内容

ごみ処理基本計画、清掃施設整備計画及び災害廃棄物処理計画を包含した「循環型都市八王子プラン〈仮称〉」の策定にあたって必要な支援を行うもの。業務内容の詳細は「八王子市ごみ処理基本計画等策定支援業務委託仕様書(案)」によるものとする。なお、業務の内容は、現時点の業務の概要を示すものであり、プロポーザル方式により決定した受託者との協議において変更することがある。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

(5) 予定価格

27,640,000円(税込)を上限額とする。

(各年度上限額内訳:令和4年度12,915,000円、令和5年度14,725,000円)

2 参加資格要件等

本業務に参加できる事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

なお、提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加資格者の参加資格を取り消すことがある。

(1) 提案書提出期限において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる八王子市の入札参加有資格者であること。

(2) 本社、事業所または、営業所が東京都内にあること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者にあつては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあつては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。

(6) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱(平成23年4月1日施行)に基づく排除措置を受けていないこと。

(7) 平成25年度以降に、人口30万人以上(当該計画に掲載されている直近年度の人口)。

以下同様)の自治体における一般廃棄物(ごみ)処理基本計画及び清掃施設整備に関する計画(一般廃棄物処理施設に関する将来の再整備計画、個別清掃施設の基本計画等)の策定または改定に関する業務の完了実績が各1件以上あること。

- (8) 衛生工学部門(廃棄物・資源循環〔従前の名称のものを含む〕)の技術士資格を有する管理技術者、及び衛生工学部門又は環境部門の技術士補以上の資格を有する担当技術者を自社において選任できること。

### 3 選定手続きのスケジュール

現段階において想定するスケジュールは下記のとおりとする。

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 4月7日(木)  | 第一回審査委員会(実施要領、審査基準等を策定)   |
| 4月13日(水) | 募集の公示(市ホームページ他)           |
| 5月2日(月)  | 参加申込書提出期限                 |
| 5月10日(火) | 参加資格審査結果通知                |
| 5月11日(水) | 質問書の提出期限                  |
| 5月18日(水) | 質問に対する回答                  |
| 5月24日(火) | 提案書提出期限                   |
| 6月1日(水)  | 第二回審査委員会(一次審査:提案内容等の書類審査) |
| 6月6日(月)  | 一次審査結果通知                  |
| 6月23日(木) | 第三回審査委員会(二次審査:プレゼンテーション)  |
| 6月28日(火) | 二次審査結果通知                  |
| 7月中旬     | 契約締結及び業務委託開始              |

### 4 参加申込

#### (1) 提出書類及び部数

##### ア 提出書類

参加申込書(様式-1)、会社概要書(様式-2)、業務実績書(様式-3)

##### イ 提出部数

原本1部、写し2部

#### (2) 提出方法

八王子市資源循環部ごみ減量対策課へ持参、または郵送とする。郵送の場合は配達証明を付けること。なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時の間で受け付ける。

#### (3) 提出先

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市資源循環部ごみ減量対策課(八王子市役所 本庁舎事務棟2階)

#### (4) 提出期限

令和4年5月2日(月)正午(必着)

#### (5) 参加資格審査、結果通知

参加申込者の参加資格要件を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。なお、通知は令和4年5月10日（火）を予定している。

ア 参加資格を有すると認められた者には、参加資格要件を満たしていることを通知し、提案書及び従事者の経歴等（以下「提案書」という。）の提出を依頼する。

イ 参加資格を有すると認められない者には、本プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

(6) その他

参加申込書提出後の辞退については、提案書提出前または提案書の提出期限前において自由とするが、八王子市長宛に辞退する旨の届出書(任意様式)を提出すること。

5 質問・回答について

提出書類及び仕様書（案）に関する質問は、以下のとおりとすること。

(1) 提出書類

質問書（様式-4） 質問がない場合も、その旨を記載して提出すること。

(2) 提出方法

電子メールまたはファックスとする。

(3) 提出先

八王子市資源循環部ごみ減量対策課

電子メール：b480100@city.hachioji.tokyo.jp ファックス：042-626-4506

(4) 提出期限

令和4年5月11日（水）正午（必着）

(5) 回答日

令和4年5月18日（水）までに、参加者全員に対して電子メールまたはファックスにより回答する予定である。

6 提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、以下に示すとおりに提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書

原本1部、写し10部（写しは全て提案事業者の社名を伏せること）

（ア）技術提案書 <様式-5>

（イ）配置予定管理技術者の経歴等 <様式-6>

（ウ）配置予定担当技術者の経歴等 <様式-7>

（エ）業務実施体制 <様式-8>

（オ）提案内容（業務の実施方針、具体的作業内容、特定テーマに関する技術提案）  
<任意様式>

（カ）実施スケジュール案 <A3任意様式>

イ 見積書 <任意様式>

原本1部

(2) 提出方法

八王子市資源循環部ごみ減量対策課へ持参、または郵送とする。なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時の間で受け付ける。郵送の場合は配達証明を付けること。

(3) 提出先

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市資源循環部ごみ減量対策課（八王子市役所 本庁舎事務棟2階）

(4) 提出期限

令和4年5月24日（火）正午（必着）

(5) 留意事項

ア 1者につき1件のみの提出とする。

イ 提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

ウ 提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由等がある場合は、その旨を記載した書面を提出すること。

【参考】提出書類・提出期限・必要部数一覧

| 書類名           | 様式      | 提出期限           | 必要部数              |
|---------------|---------|----------------|-------------------|
| 参加申込書         | 様式 - 1  | 5月2日（月）<br>正午  | 原本1部、<br>写し2部（ ）  |
| 会社概要書         | 様式 - 2  |                |                   |
| 業務実績書         | 様式 - 3  |                |                   |
| 質問書           | 様式 - 4  | 5月11日（水）<br>正午 |                   |
| 技術提案書         | 様式 - 5  | 5月24日（火）<br>正午 | 原本1部、<br>写し10部（ ） |
| 配置予定管理技術者の経歴等 | 様式 - 6  |                |                   |
| 配置予定担当技術者の経歴等 | 様式 - 7  |                |                   |
| 業務実施体制        | 様式 - 8  |                |                   |
| 提案内容          | 任意様式    |                |                   |
| 実施スケジュール      | A3 任意様式 |                |                   |
| 見積書（内訳書含む）    | 任意様式    |                | 原本1部              |

様式-3、様式-6、様式-7の添付書類は、原本のみに添付する（写しには添付不要）。

## 7 審査基準

評価項目と配点は以下のとおりとする。

| 評価項目      |   | 評価事項   | 配点   |
|-----------|---|--|------|
| 事業者及び技術者  | 企業の経験及び能力   | 業務の履行に問題無い企業体制と技術者数を有しているか。<br>業務実績は十分か。                           | 15.0 |
|           | 管理技術者の経験及び能力                                      | 業務実績は十分か。  |      |
|           | 主担当技術者の経験及び能力                                     | 主担当技術者が業務の履行において必要な資格や経験を有しているか。                                   |      |
|           | 業務実施体制  | 業務の履行において十分な人員配置となっているか。<br>業務の履行において必要な資格は十分か。<br>「本業務の執行体制」は十分か。 |      |
|           | 実施方針<br>実施スケジュール<br>具体的作業内容                       | 業務を進めるにあたって実現性があるか。<br>仕様書（案）の内容を十分に理解しているか。                       |      |
| 特定テーマ     | 特定テーマ1に関する技術提案<br>「本市における清掃事業の特徴及び課題」（災害廃棄物関連を除く） | 合理的な検証に基づく課題抽出を行っているか。<br>本市の状況をよく分析した内容となっているか。                   | 40.0 |
|           | 特定テーマ2に関する技術提案<br>「ごみ処理基本計画改定に向けた施策の提案」           | 課題改善に向けて効果的な内容か。<br>国や都、他都市の動向を踏まえているか。<br>経費を踏まえた提案となっているか。       |      |
|           | 特定テーマ3に関する技術提案<br>「清掃施設整備計画策定に向けた施策の提案」           | 課題改善に向けて効果的な内容か。<br>国や都、他都市の動向を踏まえているか。<br>経費を踏まえた提案となっているか。       |      |
|           | 特定テーマ4<br>「災害廃棄物処理計画改定に向けた課題及び施策の提案」              | 現計画の課題を適切に抽出しているか。<br>国や都の方針及び近年の災害事例を踏まえているか。<br>災害時に実効性があるか。     |      |
| プレゼンテーション | 主担当技術者の知識及び能力                                     | 提案内容について、知識及び説明能力があるか。<br>説得力のある説明か。<br>質問に対する応答は明快かつ適切か。          | 40.0 |
| 委託費       | 見積金額  | 最低見積額 ÷ 見積額  | 5.0  |

## 8 審査方法

提案書等の審査は、以下に示すとおり第1次審査及び第2次審査を行い、最も優秀と思われる1者を選定する。

なお、審査にあたっては、「八王子市ごみ処理基本計画等策定支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員が採点を行い、契約予定者を選定する。

### (1) 第1次審査

提案書等の提出書類を審査基準に基づき審査を行い、上位3者を選定する。

第1次審査の結果は、令和4年6月6日(月)に提出者全員に発送する予定である。

### (2) 第2次審査

第1次審査で選定された者について、第2次審査を行う。第2次審査は、提案書の説明(20分以内)と質疑(25分程度)を行う。なお、1者の場合でも実施する。

提案書の説明の順序は事務局でくじ引きを行い、その結果により決定する。

審査の結果、選定された者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により令和4年6月28日(火)に発送する予定である。

#### ア 開催日(予定)

令和4年6月23日(木)午後

#### イ 開催場所

北野清掃工場 大会議室(八王子市北野町596番地3)

#### ウ 時間

開始時間等、詳細については個別に通知するものとする。

#### エ 説明者

原則として、本業務を担当予定の主担当技術者とする。ただし、各計画で担当する者が異なる場合はこの限りでない。なお、会場への入室は業務実施体制(様式-8)に記載の者で3名以内とする。

#### オ 説明内容

特定テーマを中心に行うこと。

(資料配布する場合は、10部用意し、社名は記載しないこと)

#### カ 機材

プレゼンテーション実施の際に市が用意する機材は、プロジェクターとスクリーンとする。

キ 不測の事態により、第2次審査に出席できない場合は、事前に市の担当者に連絡のうえ、指示を仰ぐこと。

ク 審査の経緯に関する質問には一切応じられない。

## 9 仕様の調整及び契約締結

(1) 審査委員会で決定した契約予定者と、採用を決定した提案内容に基づき、仕様の調整を詳細に行う。

(2) 仕様書の決定後、契約予定者から改めて見積書を徴し、予定価格の範囲内であるこ

とを確認の上、契約締結する。

(3) 契約予定者との契約が不調になった場合は、次点者と交渉を行う。

#### 10 無効となるプロポーザル

- (1) 提出書類に不備や虚偽がある場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 申込日から契約日まで国、地方公共団体又は市から指名停止に至った場合
- (4) プレゼンテーションに出席しない場合
- (5) 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状況に至った場合
- (6) 見積額が予算額を超える場合
- (7) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (8) 審査委員と不正な接触をした場合
- (9) その他、本要項に違反した場合

#### 11 提出書類作成上の留意事項

- (1) 業務実績書(様式-3-、 )
  - ア 平成25年度以降に、国内で人口30万人以上の自治体における一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定または改定に関する業務を完了した実績。(様式3- のみ)
  - イ 平成25年度以降に、国内で人口30万人以上の自治体における清掃施設整備に関する計画策定業務(一般廃棄物処理施設に関する将来の再整備計画、個別清掃施設の基本計画等)を完了した実績。(様式3- のみ)
  - ウ 業務実績を証明する書類(登録内容確認書(テクリス)または契約書の写し)を添付すること。
  - エ 実績欄記入の上限は、ア、イでそれぞれ10件とし、アピールしたい実績を記載すること。
- (2) 技術提案書(様式-5)
  - 写しの表紙からは社名を抜くこと。
- (3) 配置予定管理技術者の経歴等(様式-6)
  - ア 平成25年度以降に、国内の自治体で一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定または改定に関する業務を完了した実績。
  - イ 取得資格を証明する書類(技術士登録証の写し等)を添付すること。
  - ウ 実績欄記入の上限は10件とし、アピールしたい実績を記載すること。
  - エ 業務実績を証明する書類(登録内容確認書(テクリス)の写しまたは契約書の写し)を添付すること。
- (4) 配置予定担当技術者の経歴等(様式-7)
  - ア 平成25年度以降に、国内の自治体で一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定または改定業務を完了した実績。
  - イ 取得資格を証明する書類(技術士登録証の写し等)を添付すること。
  - ウ 実績欄記入の上限は10件とし、アピールしたい実績を記載すること。

- エ 業務実績を証明する書類（登録内容確認書（テクリス）の写しまたは契約書の写し）を添付すること。
- (5) 業務実施体制（様式-8）
  - ア 記載は1頁以内とする。
  - イ 本業務を担当予定の管理技術者、担当者のすべてを記載すること。その際、必要に応じて枠を修正すること。
  - ウ 担当業務欄は、詳しく記載すること。
  - エ 体制各員と市側との関わり方も記載すること。
  - オ 体制の特徴は、具体的に記載すること。
- (6) 提案内容（任意様式）
  - ア 本業務委託を遂行するため、具体的な実施方針を記載すること。
  - イ 仕様書の項目ごとに具体的な作業内容を記載すること。
  - ウ 特定テーマに関する技術提案を記載すること。技術提案書を作成するうえで必要なデータについては、八王子市ホームページや参考資料を参照すること。
  - エ 記載は、A4版20頁以内とする。なお、A4版片面を1頁とし、A3版の場合は片面1頁をA4版2頁分とする。

| テーマ                                       | 説明  |
|---|---|
| 特定テーマ1<br>「本市における清掃事業の特徴及び課題」（災害廃棄物関連を除く） | 本市における清掃事業及び清掃施設体制を分析し、その特徴及び課題をあげてください。  |
| 特定テーマ2<br>「ごみ処理基本計画改定に向けた施策の提案」           | 特定テーマ1で抽出した本市の特徴を活かし、課題を改善するために、国や他都市の動向及び長期的な視点（令和15年度頃までを目処）を踏まえて、本市が取り組むべき施策の方向性や処理システムのあり方等を提案してください。特に、プラスチック資源循環法への対応、生ごみ減量・資源化施策（食品ロス対策など）、使用済み紙おむつ資源化施策、事業系ごみの減量・資源化に向けた効果的な対策、DX等新たな技術を活用した施策については、必ず提案してください。 |
| 特定テーマ3<br>「清掃施設整備計画策定に向けた施策の提案」           | 既存の清掃施設の更新パターン及びプラスチックや生ごみ、使用済み紙おむつ等の新たな資源化施設の設置パターンについて、市民影響及び費用対効果等について検証し、民間企業との連携や都の広域化への対応も含めた最適な手法を提案してください。<br><br>また、循環型社会形成推進交付金及びその他補助金等を考慮した施設整備等にかかる費用と焼却ごみ減量、資源回収  |



|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
|                                       | 量、ゼロカーボンシティの実現も踏まえた CO2 削減量及びエネルギー回収量等の効果について、最適なバランスを分析し、本市に適した清掃施設体制について提案してください。                   |
| 特定テーマ 4<br>「災害廃棄物処理計画改定に向けた課題及び施策の提案」 | 本市の「災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月策定）」について、本市の特徴、国や都の方針及び近年の災害廃棄物処理事例等を踏まえて課題を抽出し、より実効性のある計画となるよう改善点を提案してください。 |

主な参考資料（ホームページ）

「八王子市資源循環白書」

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/keikakudata/data/p002562.html>

「八王子市ごみ処理基本計画」

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/keikakudata/keikaku/p002456.html>

「環境報告書（戸吹クリーンセンター）」

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisetsu/010/p006276.html>

「環境報告書（北野清掃工場）」

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/shisetujyoho/seisoshisetsujyoho/p011872.html>

「現在建設中の清掃工場（館クリーンセンター）」

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/shisetujyoho/001/index.html>

「八王子市災害廃棄物処理計画」

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/keikakudata/keikaku/p014126.html>

(7) 実施スケジュール（A3 任意様式）

ア 記載は A3 版 2 頁以内とする。

イ 委託期間を契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日までとし、別紙「循環型都市八王子プラン〈仮称〉策定スケジュール(予定)」を参考に工程を具体的に示すこと。

ウ 業務を確実にかつ円滑に実施する計画であることを留意すること。

( 8 ) 見積書 ( 任意様式 )

本業務における見積書を提出すること。また、見積書は本業務に係る全体の経費とし、積算にあたっての根拠等を明示すること。積算方法は国土交通省設計業務等標準積算基準を用いること。

1 2 その他

- ( 1 ) プロポーザルに要した費用は、申込者の負担とする。
- ( 2 ) 参加申込書及び提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ( 3 ) 提案書その他提出資料については、返却しない。
- ( 4 ) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期すために公表することがある。
- ( 5 ) 契約締結者の提案書等に記載された担当者は、本業務が終了するまで変更できない。ただし、やむを得ない理由等がある場合は、市に協議すること。
- ( 6 ) 選考において参加事業者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例で定める非公開情報を除き公開する。

< 問い合わせ先 >

八王子市資源循環部ごみ減量対策課

担当：前川、篠沢、松川

住所：〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話：042-620-7256 ( 直通 )

FAX : 042-626-4506

E-mail : [b480100@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:b480100@city.hachioji.tokyo.jp)